

# 公益財団法人甲府市スポーツ協会評議員会運営規程

## (目的)

第1条 この規程は、法令及び公益財団法人甲府市スポーツ協会（以下「本協会」という。）の定款に定めるもののほか、評議員会の運営の方法に関する事項について定め、評議員会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

## (構成)

第2条 評議員会は、すべての評議員をもって構成し、法令に規定する事項及び定款で定めた事項につき決議する。

## (権限)

第3条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任
- (2) 常勤役員の報酬等及び役員が職務を行うために必要な費用の支給基準
- (3) 事業計画書及び収支予算書等の承認
- (4) 事業報告及び決算の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) 残余財産の処分
- (8) 地区スポーツ協会・スポーツ団体の加盟、脱退及び除名の承認
- (9) その他評議員会で議決するものとして法令又は定款で定められた事項

2 前項に規定する決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第182条第1項の規定により通知された書面に記載された評議員会の目的である事項のみ当該評議員会において決議することができる。

## (種類及び開催)

第4条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。

3 臨時評議員会は、年1回は毎事業年度開始前に開催するものとし、そのほか次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 評議員から会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集の請求があったとき。

## (役員等の出席)

第5条 理事及び監事は、やむを得ない理由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならない。

2 本協会の事務局職員は、理事及び監事を補助するため、議長の許可を受けて評議員会に出席することができる。

3 評議員会は、必要に応じ前2項掲げるもの以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

## (招集)

第6条 評議員会は、評議員が裁判所の許可を得て招集する場合を除き、理事会の議決に基づき、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した理事が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集手続)

第7条 評議員会を招集しようとするときは、当該評議員会の開催日の1週間前までに、各評議員に対して、会議の日時、場所及び会議の目的事項に係る議案の内容を記載した書面をもって通知しなければならない。

2 第4条第3項第2号による評議員会の招集の請求があったときは、その請求のあった日から6週間以内の日を評議員会の日とする通知を発し、臨時評議員会を招集しなければならない。

3 緊急を要する場合は、前2項の通知の発出に代えて、評議員全員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

(招集手続の省略)

第8条 前条の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

(欠席)

第9条 評議員は、評議員会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

(議長)

第10条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選により選任する。

(出席状況の報告)

第11条 議長は、開会を宣言した後、議事に入る前に評議員の出席の状況を評議員会に報告しなければならない。

2 前項の報告は、本協会の事務局職員に行わせることができる。

(議題の審議順序)

第12条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議するものとする。ただし、評議員会に理由を述べて、その順序を変更することができる。

2 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

(理事等の報告及び議案の説明)

第13条 議長は、議題を付議した後、理事に対し当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。この場合において、理事は、議長の許可を受けた上で補助者に説明を行わせることができる。

(質問に対する説明義務)

第14条 評議員の理事に対する質問の説明は、会長又は会長が指名した理事が行う。この場合において、理事は、議長の許可を受けた上で、補助者に説明を行わせることができる。

2 評議員の監事に対する質問の説明は、各監事が行う。ただし、監査意見が統一されて

いる場合は、監事の協議により定められた監事が行うことができる。

(質問に対する一括説明)

第15条 理事又は監事は、評議員の質問に対して一括して説明することができる。

(質問に対する説明の拒絶)

第16条 理事又は監事は、評議員の質問が次の理由に当たるときは、説明を拒絶することができる。

- (1) 質問事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合
- (2) 説明をするために調査をすることが必要である場合
- (3) 説明をすることにより本協会その他の者(説明を求めた評議員を除く。)の権利を侵害することとなる場合
- (4) 質問が重複する場合
- (5) その他説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(決議事項)

第17条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) 残余財産の処分
- (5) その他法令又は定款に定める事項

(決議の省略)

第18条 理事が評議員会の目的である事項について書面(第1号様式)により提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる評議員の全員が書面(第2号様式)又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第19条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面(第3号様式)又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(採決)

第20条 議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認めるときは、審議を終了させ採決しなければならない。

2 議長は、議案ごとに採決しなければならない。ただし、一括して審議した議案については、これを一括して採決することができる。

3 前項ただし書きの規定にかかわらず、理事又は監事を選任する議案を採決するときは、

候補者ごとに採決しなければならない。この場合において、理事又は監事の候補者の合計数が本協会の定款第20条第1項に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまで選任することとする。

4 議長は、採決が終了したときは、その結果を宣言しなければならない。

(延期又は続行の手続)

第21条 評議員会の延期又は続行をする場合は、評議員会の決議によるものとする

2 前項の場合において、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することを妨げない。

3 前項ただし書の場合、議長は決定した日時及び場所を評議員に通知するものとする。

4 延会又は継続会の日は、最初の評議員会の日より2週間以内の日を定めなければならない。

(閉会)

第22条 議長は、すべての議事を終了したとき、又は延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。この場合において、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人が署名押印しなければならない

(1) 開催の日時及び場所

(2) 議事の経過の要領及びその結果

(3) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名

(4) 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について、評議員会で述べた意見があるときは、その意見の内容

(5) 監事を辞任した者が、評議員会で辞任の理由を述べたときは、その理由

(6) 監事が、評議員会の議案等について、法令若しくは本協会の定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認め、評議員会で行った報告があるときは、その報告の内容

(7) 評議員会に出席した評議員、理事及び監事の氏名

(8) 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名（途中で議長が交代した場合には、全ての議長の氏名）

(9) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

2 第18条の規定により、評議員会の決議があったものとみなされた場合の議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 評議員会の決議があったとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案した者の氏名

(3) 評議員会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

3 第19条の規定により、評議員会への報告があったとみなされた場合の議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容

(2) 評議員会への報告があったものとみなされた日

(3) 議事録の作成に係わる職務を行った者の氏名

4 議事録は、書面をもって作成し、本協会の主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

5 議事録の作成時期は、評議員会の終了後（第2項及び第3項の議事録を含む。）、可能な限り速やかに作成しなければならない。

6 評議員会の決議事項が登記事項（役員の選任等）である場合には、登記申請書に議事録を添付し、2週間以内に変更の登記をしなければならない。この場合において、登記終了後、現在事項全部証明書を添えて、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。

7 評議員及び債権者は、正当な目的を有する場合は、本協会の業務時間内はいつでも評議員会の議事録の閲覧又は謄写の請求ができる。

（欠席者への通知）

第24条 議長は、評議員会の議事の経過の要領及びその結果を、欠席した評議員に通知しなければならない。

（補則）

第25条 この規程の実施について必要な事項は、会長が別に定める。

（改廃）

第26条 この規程の改廃は、評議員会及び理事会の決議により行うものとする。

## 附 則

1 この規定は、公益財団法人甲府市体育協会の設立の登記の日（平成25年11月1日）から施行する。

2 この規定は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式（第18条関係）

年 月 日

（あて先）評 議 員 各 位

公益財団法人甲府市スポーツ協会  
理事 ⑩

提 案 書

一般社団法人及一般財団法人に関する法律第194条の規定に基づき、評議員会の決議事項である件について、下記のとおり提案します。

つきましては、同意いただける場合は、別紙「同意書」を、来る 年 月 日 までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

記

理事 の提案

- (1) (件名)  
(内容)  
(理由)

・  
・  
・  
・

- (2) 上記提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなされる日は、 年 月 日とすること。

第2号様式（第18条関係）

年 月 日

（あて先）公益財団法人甲府市スポーツ協会  
代表理事

住 所  
評議員氏名

⑩

同 意 書

一般社団法人及一般財団法人に関する法律第194条の規定に基づき、評議員会の決議事項である下記提案に同意します。

記

理事 の提案

- (1) (件名)  
(内容)  
(理由)

・  
・  
・  
・

- (2) 上記提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなされる日は、 年  
月 日とすること。

第3号様式（第19条関係）

年 月 日

（あて先）公益財団法人甲府市スポーツ協会  
代表理事

住 所  
評議員氏名

⑩

同 意 書

一般社団法人及一般財団法人に関する法律第195条の規定に基づき、評議員会への下記の報告事項につき 年 月 日付けの文書でその内容の報告がありましたので、評議員会への報告を要しないことにつき同意します。

報告事項

- ・
- ・
- ・
- ・